【歴史・民俗】

# 近世後期における伊勢小早船の実態

-物流構造の解明に向けて-

日本福祉大学経済学部 教授 日本福祉大学知多半島総合研究所歴史·民俗部 部長 曲田 浩和

#### はじめに

江戸時代にはさまざまな廻船が活動していた。伊勢湾でも廻船が活動をしており、多くの廻船集団が存在していた。そのなかで実態が解明されていない廻船集団もある。そのひとつが本稿で取り上げる伊勢小早船である。

かつて幕藩制流通構造を理解するために、大坂から江戸への流通構造の解明が進められた。その流通の担い手として菱垣廻船・樽廻船が注目された。つまり大坂・江戸間の物流構造の担い手として廻船研究が始められた<sup>(1)</sup>。

1990年代以降、斎藤善之氏は幕藩制市場の解体を考えるなかで、廻船研究による新たな物流構造が提示した<sup>(2)</sup>。廻船研究が流通の担い手としての研究のみならず、新しい流通構造の解明につながる研究として注目されるようになった。

近年刊行された『伊勢市史』<sup>(3)</sup>では、伊勢神宮の多くの参拝者に対応する門前町が消費都市として成り立っていたことが明らかにされている。伊勢で消費される物資がどこからどのように運ばれるのかを考えるなかで、大坂と伊勢をつなぐ物流として伊勢小早船が重要であると考えた。しかし、大坂・伊勢間の物流の担い手として考えるための廻船経営の実態や、荷物の数量的分析ができる史料が確認できなかった。

そのため、海難史料を素材に、運行ルートや積荷からこの伊勢小早船の実態を考えることにした。伊勢小早船は運賃積のため、送り先が明確であり、海難史料には、運行ルートが記載されている。伊勢小早船を追うことにより、大坂・伊勢間の物流構造を解明する手掛かりとなるのではないかと考えた。大坂から伊勢湾の流通は大坂廻船(尾張小早船)があり、その派生が伊勢小早船である。伊勢小早船の性格を考えるうえで、尾張小早船の仕組みなどを参考にすることした。

難船史料は小浜浦(鳥羽市)に残された 小浜漁業協同組合所蔵文書(海の博物館保 管)を主として用いた。小浜浦は伊勢湾湾 口部に当たり、海難に遭遇した場合、退避 しやすい浦であり、多くの難船史料が残さ れている。こうした伊勢湾の難船史料に注 目したのが村瀬正章氏<sup>(4)</sup>である。さらに、 林順子氏は、浦法を精緻に読み解き、御城 米・商荷・諸家荷物のそれぞれの難船事例 を分析している<sup>(5)</sup>。

とくに林順子氏の研究では、難船処理の 不正行為が跡を絶たなかったこととその理 由を指摘している。難船処理の手続きが複 雑化し、一つの難船に多くの証文が作成さ れる。また、不正行為がなかったことを証 明することも必要となる。そのため、難船 史料は、どこでどのように積荷物が刎ね捨 てられたか、船に残された荷物はどこに届ける予定であったのかなどを克明に記すという特徴がある。

#### 1. 18 世紀の大坂と伊勢・三河の流通

まずは、大坂と名古屋を結ぶ廻船の大坂の荷主仲間で結成された熱田講の記録から、大坂から伊勢・三河への荷物について考えることにする。【史料1】は、天保から嘉永期にかけての熱田講再建整備に関わる史料の一つであり、18世紀の名古屋廻船(大坂廻船)の状況が明らかになる。

【史料 2】は史料末に、「文化七年卯極月 大坂廻船出来仕候訳乍恐御内願仕度」と記されていることから、1810年(文化7年) に大坂廻船の前史として記されていたことがわかる。【史料 3】は1765年(明和2年)5 月に熱田講中から大坂の船問屋の淡路屋利 右衛門に出された名古屋廻船の規定の一部である。

# 【史料 1】 (6)

申合定

一尾州名古屋廻船積荷物之儀、先年は伊勢・ 参河共積込にて、船問屋支配仕来り候所、 海上在所之候砌、甚だ混雑仕、依之、尾 州小早船取立、熱田講取結、講中六軒 に船方支配之儀、問屋両家相勤り候<sub>而</sub>、 元文年中迄は伊勢・参河行荷物迄も尾州 小早へ積入、段々繁昌仕候処、其後、伊 勢・参河夫々船問屋出来、依之、尾州小 早仕立及延引、就夫、明和弐酉年、尾州 極印元より中状到来、其趣意は、船方仕 立都合能く、如已前繁栄為致度旨申来り 候に付、右准紙面、六軒之講中相談之上、 仕法相改、則ち明和四亥歳迄、無滞世話 致在之候処、其外取締之儀に付、極印元 へ応対致候処、彼地如何了簡違在之候哉、 請方悪敷、右に付、六軒共退講被致、熱 田講暫く中絶に相成候所…

#### 【史料 2】(7)

乍恐内実奉願上候御事

一御当地大坂廻船と申最初之義者御城下町 方諸商人大坂表二而買入仕候品々船積運 送り候、往古者大坂表右尾三勢州濃州迄 積込ニー大坂ゟ便船江直積」仕、船問屋荷 物支配仕、夫々積合運送仕候処、難船之 節\_国々積込\_而荷主共浦方荷改等\_大\_混 雑仕、依之尾州小早船と仕廻船取立度、 大坂表ニ而者熱田講と名目仕講中六軒発願 致し、御当地ハ極印講之名目仕、依之大 坂表-問屋二軒相極、淡路屋、木津屋也、 御当地ハ桑名屋長右衛門、元文年中迄尾 三勢濃州共尾州小早船」積込。御座候得 共、追々積荷物繁昌仕、勢州三州者別段 大坂表ニ船問屋共出来、依之尾州小早積 荷内式下延引工相成候付、明和二酉年名 古屋極印講ん大坂表江書状到来、其趣意 者船方仕立都合能、如以前繁昌為致度段、 申来り候-付、大坂表六軒熱田講中相談 之上仕法相改…

# 【史料 3】 (8)

一名古屋廻船之儀、従先規熱田講諸事執計 致来、船方之儀、元文年中迄伊勢・三河 荷物と引請支配致来候処、其後不模通之 筋在之歟、伊勢・三河夫々問屋出来いた し次第、出荷物無数、不繁昌成り、就夫 此度名古屋極印講ゟ連札到来、何卒私方 仕立都合宜敷如以前繁昌為致度旨、趣意 申来候、右紙面准講中相談之上相究候定、 左之通…

大坂から尾張・三河・伊勢・美濃への廻 船荷物は、大坂の商人が大坂で買入れ、そ の時に応じた都合の良い船に積み込んでい た。船問屋が荷物の差配をし、それぞれの 荷物を積み合わせ運送を行っていた。難船 などがあると、各国に荷物の行き先が分か れているため、荷主を特定する浦方での荷 物改めが大変混雑になるという。そこで、 尾州小早船を取り立てて、大坂の荷主6軒 が熱田講を結成した。船方支配を廻船問屋 両家がつとめた。両家とは淡路屋利右衛門 と木津屋甚七のことである。元文年中(1736 年-1741年)までは繁昌していたという。 その後、伊勢・三河行荷物それぞれに船問 屋ができて、尾州小早船の仕立が延引する ようになった。さらに【史料3】では、その 結果、出す荷物の数が無くなり、不繁昌に なることが記されている。

このあとは伊勢・三河行荷物については 【史料 1】【史料 2】【史料 3】ともに記載がな くなる。

熱田講について、「熱田講記録」の解説<sup>(9)</sup> には、1767年(明和4年)に一旦解講、同6年再結成、1779年(安永8年)には講の再整備とある。その際には熱田講が単なる廻漕組合ではなく、熱田廻漕荷物の支配・取締、および海上の保安を主目的として運営される講社に発展したと評価している。この再整備の内容について、前野小平次の発案によるものであることは、拙稿<sup>(10)</sup>によって明らかにした。「熱田講記録」に全く触れられていないことからも、この時期に熱田講が伊勢・三河行荷物を扱ったとは考えにくく、尾州小早船以外の船がこれらの荷物を積んだ可能性が高い。

1779年(安永8年)の熱田講再整備に関して、内海の前野小平次が、自ら組織する

廻船集団が大坂廻船を請け負うことを提案 したが、実現には至らず、別の組織として 戎講を結成した。前野小平次と伊勢につい ては、川合彦充氏の記した「尾張廻船と伊 勢商人」<sup>(11)</sup>に次の記述がある。

尾張と伊勢とは、隣接しているだけに、 古くから海陸の交通が行われ、経済、文化、 通婚などにおいても同一圏とみることがで きる。特に尾張廻船と伊勢商人とは密接な 関係にあった。

たとえば、伊勢山田(三重県伊勢市)の 荷主たちは「伊勢屋組合」という仲間をつ くって、伊勢・大坂間に伊勢・三河・尾張 の小早廻船を就航させていたが、東端村の 前野小平次(1751-1793)は、天明二年(1782) 九月に伊勢山田(伊勢市)の仲上久左衛門 (鉄久)を世話人として、二百石積の灘吉丸・ 二百石積の増吉丸・二百五十石積の児吉丸 の三隻を「伊勢屋組合」に加入させている。 (「石井謙治氏所蔵文書」)

前野小平次家は、屋号を米屋といい、伊勢川崎(伊勢市)の中山武兵衛とたびたび縁組をしているから、伊勢との関係は特に深い。

伊勢山田の荷主たちが結成していた「伊勢屋組合」という仲間の実態が判然としないが、熱田講・極印講の組織とは別であり、大坂と名古屋を結ぶ流通と大坂と伊勢・三河を結ぶ流通とは分化していったのではないだろうか。熱田講再整備に携わらなかった前野小平次の動きとの関連も示唆できるが、史料的に不十分である。

#### 2. 文政期の伊勢小早船の実態

史料上「伊勢小早」が確認できるのは、

1824年(文政7年)に作成された次の史料である。18世紀半ばに、大坂から伊勢・三河行の荷物は船問屋が別仕立となった。その後、尾張小早船とは異なる伊勢小早船ができたものと思われる。長文ではあるが史料の性格を表すものとして、全文記すことにする。

## 【史料 4】(12)

進置申一札之事

一尾州知多郡常滑直乗船頭惣八水主共四人 乗、今般大坂日下九左衛門仕立、伊勢小 早勢州行三州行荷物、砂糖・紙・青莚・ 蝋・其外品々拾ひ荷物千百六箇積入、当 八月五日大坂川口出帆仕、同六日たかわ 浦元入津、同七日同浦出帆、同九日京屋 浦元入津、同十日同浦出帆、同十二日田 辺浦元入津、同十八日同浦出帆、同十九 日大嶋浦へ入津致し、同廿日昼九つ時頃、 右浦出帆致南風二而追々飆参候処、同夜 四ツ半時頃俄\_西まぜ大暴風吹出し大風 高波強相成、折節汐行悪敷元船沖立山一 円相見へ不申、殊之外高波弥増取船かた ぎ、楫利悪敷取楫敷込ミ淦少々入船扱難 出来、猶又せびたまごきれはんど飛申候 付、相驚帆を落、彼是差働候得共、別二 手段素無之迚も助命無覚束、無是非荷張 縄打切荷物反捨、何卒地方π寄附候様元 船も上船。致、諸神立願祈誓を籠候処、 不思議」ならひ風」吹替り少々風当も静」 罷成、追々走候得共、夜明」も相成候而、 翌廿一日明六ツ時頃ふと山形相見へ候ニ 付、大尾崎与見請乗組一統得力を出情相 働、漸々同日七ツ時頃答志村筑上沖迄ま ぎれ候処、又々西風暴風-相成、同所-船掛り致し、同廿二日四ツ時頃当浦元入 津致し、右之趣船宿を以相届候-付、各

人足被召連難船始末被相尋、残り荷物元 <sub>老</sub>縄張封印被付置、双方立合昼夜番被申 付、右之段鳥羽御役所様」も御達し被成 下、村方為御取締郷御手代御組目附中様 御出張之上、各私共被召呼難事之始末逐 一御尋被成候付、右之仕合申上候処、右 難船\_付乗組之者共、平白不和合=而遺恨 等差含風波を幸ひ\_荷物反捨候儀\_者無 之哉、船手村方馴合不埒之取計聊二而共村 方之者共取掠候不正之筋有之候ハ、、無 遠慮申上候様重々入御念御吟味-付、全 不慮災難ニ而少し赤右様之儀決而無御座段、 逸々申上候処、村方双方お口書御取被 成、右相済候-付荷主方ゟ荷物之処、縄 張封印之侭、御渡し被下候様及御駈合候 処、御定法之通、荷操致取調之上御渡し 可被下旨被申聞候\_付、片時丧早々浦仕 廻仕度段々難渋之訳合達而相歎候処、其 段御出役」和達し被下、則被聞届候」付、 荷物其侭御引渡し被成下、慥-請取申候、 依之分一扱与して左之通相定申候、

#### 一金八面也

右之通私共引請分一扱ひ金書面通相渡し 難船始末御法之通無相違相済申候、右一 件-付万端厳重之御取扱<sub>-而</sub>、少<sub>茂</sub>申分無 御座、以来何様之六ヶ敷儀出来仕候共、 私共罷出、急度申捌御出張御役人<sub>者</sub>不及 申上、御村方<sub>江</sub>聊後難相掛ヶ申間敷為其 進置申一札仍如件

文政七甲申年八月

尾州知多郡常滑村

水主 太郎兵衛(爪印)

同断 勘七(爪印)

同断 多吉(爪印)

同所直乗船頭 惣八(印) 勢州山田河崎町問屋

村田弥兵衛(印)

同山田八日市場町荷主 中北喜兵衛(印)

右同断

橘屋弥右衛門(印)

右同断河崎町

堀田八兵衛(印)

志州小浜村庄屋

久大夫殿

同 甚吉殿

肝煎 吉右衛門殿

同 弥三郎殿

百姓惣代 善四郎殿

1824年(文政7年)8月、大坂の日下九 左衛門が仕立てた勢州・三州行荷物の伊勢 小早船が鳥羽沖で難船した史料である。積 船は常滑の直乗船頭惣八以下4人である。 石井謙治氏によると、後期弁財船の乗組4 人の場合は船の大きさは200石積ほどであ ると推定している。

積荷は、砂糖・紙・青莚・蝋そのほかの種々 雑多な荷物合わせて1106個であった。伊 勢側での荷物の受取は、山田河崎(伊勢市) の船問屋の村田弥兵衛であった。村田弥兵 衛は、『伊勢市史』によると、廻船荷問屋の 3軒のうちの1軒であった。残りの2軒は、 辻村藤兵衛と福田作兵衛である(13)。また、 荷主として名前が記されている山田八日市 場(伊勢市)の中北喜兵衛家は紙商であり、 不動産も多く持つ富商であった。

積荷物に紙があり、伊勢御師が大量に紙を消費していたことから、山田での紙取引がさかんであったと考えられる。紙の産地である美濃との取引が主であろうが、大坂からも紙の供給を行っていたことが明らかになる。

さらに、1829年(文政12年)の伊勢小早

船の難船史料を紹介する。

## 【史料 5】(14)

進置申一札之事

一摂州大坂北堀江和泉屋与市沖船頭庄太郎 水主共五人乗今般大坂積問屋萬屋吉左衛 門仕立伊勢小早勢州三州送り之荷物砂 糖・油・蝋・青莚其外品々拾ひ荷千百五 箇積入、去ル十一月十八日大坂川口出帆 夫
ら追々乗下ケ、同月廿三日安楽嶋沖
示 汐掛り仕、同廿五日同所出帆走参り、同 廿七日御当浦五入津滯船仕、当月三日昼 八ツ時頃順風-付御同浦出帆走参り、同 日七ツ半時頃、大湊一之水尾木沖π汐掛 り致候処、頻ニ東風吹募り其上高波ニℼ元 船危く相成候故、又々舳差入船固仕候 内、舳綱難保相見π乗組一統助命之程素 無覚束相成候-付、無是非上荷物刎捨候 得表、残り荷物無難- # 可相成 4 種々差働 候之内、追々夜も明ヶ風静-相成、

(中略)

文政十二丑年十二月十三日 摂州大坂北堀江与市船

炊 平蔵(爪印)

水主 金蔵(爪印)

同 藤蔵(爪印)

楫取 浅五郎(爪印)

沖船頭 庄太郎(印)

勢州山田河崎町問屋

辻村藤兵衛(印)

同宮後西河原町

荷主惣代

大嶋長兵衛(印)

同浦口町

右同断 松嶋六郎右衛門(印)

志州小濱村庄屋

下村久大夫殿

同

石原甚吉殿 肝煎 井村弥三郎殿

口

中村太平治殿

1829年(文政12年)11月に、大坂の万屋善左衛門が仕立てた勢州三州行荷物の伊勢小早船が大坂を出帆した後に、大湊(伊勢市)沖で難船した史料である。積船は大坂北堀江の沖船頭庄太郎以下、楫取(航海士)・平水主・炊の5人である。積荷は、砂糖・油・蝋・青莚そのほかの種々雑多な荷物合わせて1105個であった。1829年(文政12年)12月に大湊の一の澪標沖で高波に遭い、上荷物は刎ね捨てられたが、残りの荷物は無事であった。河崎の廻船荷問屋は辻村藤兵衛が、荷主惣代は、山田宮後西河原町の大嶋長兵衛と山田浦口町の松嶋六郎右衛門がつとめている。

ここで一つ考えておきたいのは、伊勢小早船の定義の問題である。【史料4】【史料5】 には、史料に「伊勢小早」と記されている ため、伊勢小早船と比定できる。

両船の共通点は、「伊勢小早」という名称であるが、勢州三州行の船である。それは、先述した通り、元は尾張小早であったが、伊勢・三河の船問屋ができたことによる積荷物の混雑さから、尾張小早が、尾張の荷物のみを扱うようになり、伊勢三河行の荷物を扱う伊勢小早が成立したのではないか、と推察した。そのことから、伊勢小早の一つの性格として、伊勢三州行の荷物を扱う船と考えられないだろうか。

そこで、文政期の伊勢小早と推定される 史料として、1830年(文政13年)8月の難 船を取り上げる。史料中に「伊勢小早」とは記されていないが、大坂から伊勢行の船である。この船は大坂から伊勢に向け航海中、志摩国大王崎(志摩市)で難風に遭い、若干の荷物を刎ね捨て、九鬼浦(尾鷲市)に入湊した。

# 【史料 6】(15)

当月十九日出飛札同廿四日夜当着仕候、向暑之節先以弥御安康\_可被成御座珍重之御儀\_奉存候、然者此度勢州三州行荷物積入候伊勢丸栄太郎船当八月四日当地出帆、夫右段々乗下り当月十四日夜志州大尾崎沖<sub>二而</sub>難風\_出合荷物少々刎捨、同十六日朝御地九木浦江流レ参、大キ<sub>-</sub>御世話御苦労之段被仰下忝奉存候、早速於当地<sub>-</sub>も積合一統相談仕、則

荷主惣代 喜兵衛 惣助 幸助

枡屋卯兵衛代

九左衛門

右四人今日当地出立仕候、無程其御地<sub>-</sub> 入着之上万端宜鋪奉頼上候、先<sub>者</sub>右<sub>-</sub>急 キ御報迄如斯<sub>-</sub>御座候、恐惶謹言

川上甚兵衛様

升(枡)屋卯兵衛は積荷の仕立てを行った大坂の船問屋である。伊勢丸の難船の連絡を受け、現地に使者を派遣することを伝えるために、九鬼浦庄屋の川上甚兵衛に書状を送った。この史料から、荷物を積み込んだ大坂の船問屋(代理者)と荷主惣代の計4人が現地に行き、難船処理に当たった

ことがわかる。

この難船一件について、伊勢丸の水主たちが記した 1830 年 (文政 13 年) 10 月 17 日付の「申口」も残されている。伊勢丸について、さらに詳細な情報が記されている (16) 。

此段一同奉申上候、私共儀牟婁郡尾鷲組 須賀利浦直乗船頭栄太郎船百八拾石積水 主炊共四人宗旨禅宗、此度摂州於大坂表 積問屋堀江五丁目升屋宇兵衛差配ヲ以、 商人荷物勢州三州行鉄・砂糖・櫓木等積 受之、八月四日大坂川口出帆段々乗下り

伊勢丸は直乗船頭の栄太郎以下水主・炊 共に4人であり、炊を除き3人乗りの180 石積みの船であった。大坂堀江五丁目の升 屋宇兵衛が鉄・砂糖・櫓木などを差配した。 櫓木とは船を漕ぐための櫓およびその材料 のことである。

【史料 6】の大坂の惣積合中の升屋宇兵衛は、1832年(天保3年)7月8日に、内海船船仲間の戎講に書状を出している。

# 【史料 7-1】(17)

一津會印荷物も昨年御越積入<sub>者</sub>不仕候得 共、此儀も津問屋より御状参り候事故御止 り被成候へ共、外船へ積参り候得<sub>者</sub>津問屋 引受候様相聞へ申候、左様候得<sub>者</sub>各様方御 止置伊勢早荷物<sub>-</sub>多相成候様奉存候、津問 屋一応御引合被成候得<sub>者</sub>、荷物も多有之候 様奉存候

戎講は、この書状に対し、戎講参会翌日 の同年7月21日に、升屋卯兵衛に次の内 容の書状を返した。

## 【史料 8】(18)

一去卯年申上候伊勢津會印行荷物、中間船 積方差留メ有之候得共、又候此度右荷物 方仕候様会合之故治定致シ候間、是迄通 御聞七可被下候、尤目欠等之義被入御念 御取計可被下様御頼申上候、以上

また、升屋は内海船と尾張小早・伊勢小 早との違いについても述べている。

## 【史料 7-2】

一当地荷主方 / 6 毎度相尋候得共返事致方も 無御座候、万々一海上有之節者尾張早伊 勢早行事も有之候得共、内海建<sub>者</sub>行事も 無之故、万々一之事も有之候へ<sub>者</sub>、荷主 / 6相片付行人も無之被存知候、此儀も御 極置被成候得<sub>者</sub>宜敷様荷主方 / 6 申居候、 尤沙三崎より下手者何方が参り候哉と相 尋居申候、近来不引合 - 付運送もの多く 有之候、伊勢地運賃問屋も御極置候得者 宜鋪候様申居候

この史料について、髙部淑子氏は次のように説明している<sup>(19)</sup>。

同じように大坂・伊勢湾間を航行する尾 張早(小早)・伊勢早(小早)には代理人と いうべき行事がいるのに対して、戎講には行事がいない。万が一の場合に事故処理をする荷主がいないのではないか。潮岬より東はどこの荷主が処理をするのかという疑問・不安が荷主の中に根強いというのである。伊勢行の運賃や問屋も決まっていないことも指摘され、制度的には不備な点が多い。

【史料 6】では、升屋宇兵衛は潮岬より東で起こった九鬼浦での海難事故の処理にあたっており、万一の対応が重要であるという認識を持っていた。大坂の船問屋による荷物仕立が行われたことで、大坂から伊勢・三河への責任を持って荷物を届けることができた。

# 3. 志摩から伊勢・三河への流通

ここで取り上げる船も「伊勢小早」とは 記されていないものも、大坂から伊勢・三 河行の荷物を扱うという伊勢小早の特徴を 持っていた。そこで、志摩国に入湊した船 がどのように伊勢・三河に荷物を送るのか、 その流通構造を考えてみたい。

# 【史料 9】 (20)

進ミ置申一札之事

一参州宝飯郡三谷村直乗船頭忠蔵水主共六 人乗<sub>二而</sub>、大坂表<sub>二</sub>おいて三河<sub>并</sub>伊勢地夫々 商人方<sub>江</sub>運送之荷物、蝋弐拾七丸・鉄五 拾壱束・藍玉五拾俵・剱拾東・蜜七拾七樽・ 青莚五拾束・紙類百壱箇・昆布百六拾三 箇・砂糖五拾五樽・薬種三拾四箇・醤油 弐拾九樽・油四樽・梅花弐拾九樽・莚包 物弐拾六・機物拾九・箇物三拾八・樽物 弐拾三・俵物四拾三・籠入四ツ・銑五拾東・ 古鍋四拾壱箇・小箱物色々七ツ・紙包物 壱ツ・外々集物荷品々積入、当正月廿四 日大坂川口出帆、同廿六日紀州大嶋浦元 入津、二月二日右浦出帆、同四日勢州贄 浦元入津、同六日右浦出帆、同日夜志州 国府沖迄乗取、暫ク沖掛ニ而同八日御当 浦江入船之趣、河崎表村田弥兵衛方江船 頭ゟ相知らせ候」付、同十一日瀬取元神 社かど屋吉兵衛小ごせ舟壱艘乗参り山田 揚之荷物積取後、追々瀬取之積掛ヶ合置 引取申候処、同十三日夜船手之者、茶焚 夜食給火之元入念取始末仕、一同暫く相 休候処、同夜丑刻頃-も可有之哉、残火 有之候哉、火床下焼祓はさミ之間ゟー之 間π向ヶ焼移りけむり立候を、ふと目覚 見打鷲可相防与身命限り相働候得共、火 急-焼廻り橋舟-乗移り、海水汲かけ出 火之旨呼ハリ候処、

(中略)

尚又焼残荷物之義<sub>者</sub>河崎表村田弥兵衛方<sub>江</sub> 積取申度旨を以、浦仕廻ひ引払之儀奉願候 処御聞済<sub>-</sub>付、各拙者共立会陸揚取調置候、 諸品員数左之通

#### (積荷物は【表1】に記す)

右荷物御引渡<sub>-</sub>付、河崎町荷問屋村田弥 兵衛方<sub>江</sub>積取候付、凡見積歩一役として 一金弐拾壱両相渡申候

- 一元船 壱艘 一檣 壱本 但シ過半焼申候 但シ右同断
- 一錨 四頭 一破艀 壱艘
- 一檜皮綱 壱房 一藁綱 壱房

但シ切々

右者船手,御引渡御座候

右之通無相違御引渡<sub>-</sub>付、慥<sub>-</sub>請取歩一銀 相渡候、書面之始末、当表無故障相済候 儀、相違無御座候以来外*占*何等之異変申出 候共、則連印之者罷出、急度申披御出役中 様 $_{a}$ 不及申上、各々始当郷中 $_{iz}$ 少し $_{b}$ 後難 之掛御苦労申間敷候、為其進ミ置申一札仍  $_{m}$ 如件

天保十三年 荷主惣代差配方 寅三月 勢州山田八日市場 朝谷弥右衛門(印) 同荷問屋差配方 同州河崎町 村田弥兵衛 代 善助(印) 同船宿瀬取元 同州神社 角屋吉兵衛 参州三谷村船主

忠蔵(印)

志州小浜村庄屋

弥三郎殿

同 吉右衛門殿 肝煎 治右衛門殿

同 弥兵衛殿

三州三谷村(蒲郡市)の直乗船頭が、大坂で伊勢三河行の蝋や鉄など種々雑多な荷物を積入れ、1842年(天保13年)正月24日、大坂を出発した。紀州大嶋(串本町)、勢州贄崎(南伊勢町)を経由し、2月8日小浜浦に入船した。

そこで、船頭は河崎の廻船荷問屋の村田 弥兵衛に小浜浦に着いたことを知らせた。 2月11日に、神社(伊勢市)の瀬取元の角 屋吉兵衛の小越船1艘が、山田行荷物を積 み下ろした。その後も積み下ろす船の交渉 をしていたところ、2月13日に船内の残 り火の不始末により、火事が起こり、荷物 が焼けてしまった。

この一件について、船頭・水主が書き残

した文書から、情報を補うことにする。

## 【史料 10】(21)

此段摂州大坂表ニおいて参州吉田平坂# 勢州津松坂大口山田夫々商人方証賃送り之荷物蝋弐拾七丸…(中略)…同八日小浜村 地先浜辺浦江入津滞船仕、勢州河崎荷問屋 村田屋弥兵衛方証委細申遣候処、去十一日 神社瀬取元かどや吉兵衛瀬取船壱艘乗参り 山田行諸荷物一々取仕訳、壱艘分瀬取遣し、 跡荷追々瀬取之掛合遣し、船中荷くり等致 し置(後略)…

【史料10】より、積荷物は、三州の吉田(豊橋市)・平坂、伊勢の津・松坂・大口(松阪市)・山田の商人への運賃荷物であることが明らかになる。また、角屋吉兵衛の瀬取は山田行荷物の仕分を行い、一艘分の荷物のみ積み取り、これからの瀬取船との交渉と同時に荷物をまとめる作業を行っていたことも明らかになる。【表1】によると、積荷物は30種、瀬取1艘分に積入れた荷物は全体のわずかである。荷物の量も多く、荷主の商人も広範囲で、行き先別の荷物の仕分けにも時間がかかるものと思われる。

山田行積荷物の比率は判然とないが、積荷物は紙・昆布・鉄(銑)などが比較的多く、山田での消費が多いものである。元船は過半が焼けてしまったので、焼け残った荷物も少なかった。紙は101箇の内2箇しか残らず、ほとんど焼失してしまった。

以下の史料も、「伊勢小早」の記載はないが、勢州三州行荷物の積船と思われる。

# 【史料 11】 (22)

進置之申一札之事

一淡州相川藤三郎船沖船頭乙吉水主共六人 乗、今般摂州大坂表<sub>二</sub>商人集荷品之嶋 屋喜平・村田武兵衛仕立積入、去七月十一日積所出帆、同十二日淡州由良湊元入津、卅日出帆、同日紀州大崎浦元入津、同八月四日朝出帆、同五日同州大嶋元入津同十三日出帆、夫ゟ追々乗参り、同十八日当浦入津仕、同十九日勢州ゟ荷主支配人参着仕、伊勢揚荷物仕訳積送、其後一両度出帆仕候得共、風向悪敷出戻り、当九月三日出帆仕…(中略)…私共立会綱張封印解放、残り荷物御取調被下候処、左之通

#### (積荷物は【表2】に記す)

右之通双方立会相改御引渡被下慥<sub>-</sub>請取 申候、書面之始末無故障事済仕、則日雇賃 入用別紙<sub>-而</sub>相渡し申候、尤元船之儀<sub>者</sub>天気 次第勢州大湊<sub>正</sub>相廻し可申候、然上<sub>者</sub>一件 外*占*已後如何様之異変申出候者御座候共、 連印之者罷出、急度申披仕、御出頭御役人 衆中様<sub>者</sub>不及申上、当村郷中<sub>正</sub>聊以後難之 御苦労相懸申間敷候、為後日進置之申一札 仍如件

> 勢州山田荷方行司 柏屋利兵衛代

弘化四未年九月

弥右衛門(印)

同河崎問屋

村田弥兵衛代

三次(印)

同神社

森弥兵衛代

弥兵衛(印)

淡州相川沖船頭

乙吉(印)

水主中

志州小浜村庄屋 弥三郎殿 同 又四郎殿

肝煎 孫兵衛殿

同 市左衛門殿

【史料11】によると、1847年(弘化4年)7月、淡路国相川(兵庫県洲本市)に本拠を置く沖船頭乙吉6人乗の船が大坂の嶋屋喜平・村田武兵衛仕立の荷物を積み、11日に大坂を出帆した。その後、淡路・紀伊を経由し、18日に小浜浦に入船した。そこに、荷主の支配人が参着し、伊勢で積み下ろす荷物の仕分けを行っている。その後、出帆して海難に遭い、小浜浦に戻り、事故処理を行った。小浜浦での伊勢行荷物の差配は、【史料10】同様に河崎の村田弥兵衛がつとめている。また、瀬取は神社の森弥吉兵衛が行っている。

小浜浦で下ろした荷物は、小浜・鳥羽・ 大湊・神社・河崎・大口・津に運ばれた。 積荷物はほとんどが日常生活品である。【史料 10】(表 1)と【史料 11】(表 2)の共通点は、蝋・青莚・砥石・薬・紙類・黒砂糖・昆布などである。太平墨は安価な墨であり、概して庶民的な生活品が多いように思われる。鉄・樽丸(樽の材料)など金属加工業や醸造業に必要な物資も運ばれている。

【史料 10】【史料 11】から、大坂仕立の伊勢・三河行荷物のうち、伊勢行荷物が小浜浦で荷揚げされ、河崎などに送られる様子が指摘できる。小浜浦から河崎への運送は、神社の小越船がつとめている。【史料 10】では、小浜浦で伊勢行荷物を積み下し、残りの三河への荷物は三谷村船頭忠蔵が運送しようとしたものと思われる。伊勢小早船のように大坂発の勢州三州行の荷物を両方共に積んでいる場合、一度、小浜浦辺りで停泊し、それぞれの荷物に分け、必要に応

じ、小越船などの小型船に積み替え、運送 を行っていたものと思われる。

小越は伊勢湾でもおもに伊勢側で使用された弁財型の小型船である。名古屋市博物館の企画展展示図録『伊勢湾をめぐる船の文化』(23)では、小越船(コゴシ)について、次のように記している。

鈴鹿市白子の江島若宮八幡神社に奉納されている絵馬はコゴシの船形を伝えているが、八反帆の小型船で艫の垣立が低い。また吃水も浅く、ある程度河川の遡航も可能な船であった。馬乗立を設けない点はイサバと異なり、外観上は小型のベザイといっても良い船であった。

江島若宮八幡神社に奉納された絵馬は、1837年(天保8年)2月のものである。八 反帆のであることおそらく100石ほどの船 であったと思われる。また、小浜浦から大 湊、さらに神社・河崎と勢田川に入る。ある程度河川舟運にも耐えることができる船であった。『二見町史』(24)には、大湊の対岸の今一色(伊勢市)には小越船の組合が結成されていたことが記されている。また。伊勢大湊には、「小越惣積金申合之事」の史料も残されている。

# 【史料 12】 (25)

小越惣積金申合之事

御公儀様御用之節小越惣中出合御用達シ 有之候処、小越作替之儀<sub>-</sub>付、近年木道具 等高直<sub>-</sub>御座候<sub>-</sub>附、前々ハ作替金子四両 位 6 四両弐三歩位<sub>-</sub> 出来申候らへ共、近 年金七八両位入用仕候得<sub>者</sub>、小越商売之儀 二御座候得<sub>者</sub>作替等も出来がたく候故船数 年々損、御用之節等も間-合難候故、此度 小越惣中として積金年々船作替致し候様 仕法致壱艘-付、金子四両ツ、惣中ゟ相渡 シ作替致候様申合、右之仕合-御座候、尤 小越之義ハ何国何方へも質入書出入等致間 敷、猶又月懸之儀相滞候ハ、、右之船惣 中<sub>江</sub>御引取被成候共其時一言之異議申間敷 候、乍恐仕法書仍<sub>而</sub>如件

寛政九丁巳年

三月

山口市三郎 鈴木屋清左衛門 中村屋彦七 高松屋惣兵衛 浅田屋忠兵衛 大谷屋三助 中むらや次郎助 木之本屋藤四郎 野間屋長右衛門 次崎屋吉兵衛 沢村屋角右衛門 橋本屋八兵衛 柿本屋長七 間瀬屋久七 山口屋山三郎 藤田屋兵助 嶋屋與吉 植木屋孫六 玉木屋佐兵次 鈴木屋兵助 松本屋勘助 三河屋重三郎 山田屋庄吉 鍛冶屋権兵衛 小林屋勘六 中北屋孫太郎 松崎屋与七 中屋佐兵衛 奥ノ久四郎

中河屋文六 鈴山屋藤蔵 土井佐兵衛 山本屋角左衛門 四ツ谷平四郎

#### 小越惣中

【史料 12】は 1797年(寛政 9年) 3月のも のである。この時期に、木道具などが高騰 しているので、小越船を造り替えるのに、 以前は金4両位であったのが、近年は金7、 8両位費用が係るようになっている。そこ で、小越惣中が積立金をして、小越船を造 り替える際には、船1艘につき金4両の補 助金を小越惣中が負担することにした。そ うすれば、船主たちはこれまでの費用で、 小越船を造り替えることができる。小越船 は質入できないこと、惣中に納める月々の 掛金を滞納した時は、惣中に船を引き取ら せても異議申立はできないことが記されて いる。小越惣中がどのような組織であるか はわからないが、船主中心ではないだろう か。船頭・船宿などが加入する可能性もあ る。【史料 12】の 34 名の差出人も船主を中 心とした人たちであろう。

小越船の維持は公儀御用を勤めることであるが、それにとどまらず、宇治・山田の流通の担い手として、小越船は重要な船であった。『伊勢市史』には、近世の宇治・山田の経済的特質を、多くの人々が神宮に訪れる参拝客の消費を受け入れる都市として発展したきたことを重視している。参拝客の要望に応える金銭的・人的力量と経済活動を円滑にする都市のシステムの形成があったとする(26)。【表1】にみられる30種がすべて、宇治・山田のものではないが、大坂から運ばれた多種にわたる荷物を示し

ている。さらに、小浜浦から運ばれる小越 船は、参拝客の要望に応える物流システム の一端を担っていたと考えられる。

さらに、地域の物流システムを解明するために、「津々浦々商法記」から、各湊の特徴を考えることにする。「津々浦々商法記」は、知多半島南部の廻船主に伝わったものといわれており、現在は南知多町教育委員会の所蔵である。同様のものは内海船船主内田佐七家に「商内仕法帳」として伝わり、村瀬正章氏の研究(28)はこの史料を用いていると思われる。「津々浦々商法記」は、近世後期の各湊の取引慣習を箇条書に記している。湊の情報は、個々の廻船船頭の必要な情報のみが記載されている場合もありえるが、湊の特徴を全体として捉える時には有益な史料となると考える。以下、河崎・神社・小浜の項を記すことにする。

# 【史料 13】

河サキ

一米

一大豆 売口銭 両<sub>-</sub>八分宛 外-水上

三斗俵 三り五毛

四斗俵 四り

五斗俵 五り

升廻シ斗壱合引在り

金壱両-何斗何升がへ

但、諸かいり共六拾匁金

# 一小浜ゟ瀬取賃

<u>仕切羽銀ハ五拾八</u>匁替にて算用いたし候 定り

一酒 売口銭 両-壱匁八分宛

はだか 三拾九メ目 菰包 四拾メ目 弐枚包 四拾壱メ目 壱升目方五百目

一素麺 売口銭 両\_壱匁五分

一青莚・たまり 売口銭 両二弐匁

一鉄・半し・砂糖 売口銭 両\_壱匁

一塩 売口銭 壱匁五分

一相もの 売口銭 八歩

銀立六十四匁手取八六弐四

于极八八八四

塩鮪兵庫か、り八分五六ノ止り かつおぶしハ七六止り

鯨壱駄五拾メ目定

売口銭 六歩

銀立六十四匁

身四分半

皮七分八り止り

一材木 売口銭 両<sub>-</sub>三歩半 但、五寸廻し両<sub>-</sub>何十本がへ 水上ちん壱本-付九りツ、

神社

一米 売口銭

買口銭

一干か 買口銭 両<sub>-</sub>壱匁五分 関東ほしか升<sub>-</sub>壱八掛

- 一瀬取小越船 米五拾俵積
  - 一小浜行 米壱俵-付弐分之割
  - 一同あい玉四拾本積 壱本三分ツ、
  - 一同大ツ
  - 一沖積水尾木冶俵へ弐り掛り
  - 一荷物積入不申沖行ハ半運賃
  - 一大湊へこしちん壱匁
  - 一鳥羽へ付おろし
- 一伊勢早荷物

川サキ運ちん 口せん六歩 仲仕 弐分七り

一瀬取三河行

元運賃高弐割

小浜

一大坂荷物預り置候節

蔵敷運賃両ニ三歩

但、伊勢行之分

一外荷物

一瀬取伊勢行

鉄六拾束積 船賃羽書九匁

凡運賃高壱割

一チヨロ

伊勢行付おろし 三匁 御参宮之時待合<sub>ニ而</sub>返り共乗り参る時 四匁

一鳥羽行 壱匁

一立石松下行 弐匁

一加茂行 弐匁

【史料 13】によると、小浜が大坂からの荷物の預り場所になっていることがわかる。伊勢行の分については倉庫料は運賃金1両につき銀3分であった。伊勢小早船の運航として先述してきた大坂からの廻船荷物を伊勢に運ぶ際に、小浜が荷物の保管場所になっていることがわかる。神社では伊勢小早荷物の神社から河崎への運賃が記載されている。

瀬取の大きさについては、神社の項の小越船は米50俵積み程度である。小浜の項では伊勢行瀬取として鉄60束を目安にしている。伊勢湾周辺で生産できない鉄を恒常的に大坂経由で移入していた。鉄類は【表1】【表2】の積荷一覧にもみられる。近世後期の大湊は造船拠点であると同時に、釘・針金・剃刀などの鉄製品の製造地帯であっ

た<sup>(29)</sup>。また、瀬取賃は山田羽書を使用する場合は運賃の1割増であった。

神社の項目には三河行の瀬取が記載されている。瀬取の場合は元船(廻船)の運賃の2割増ということであろうか。河崎の廻船荷問屋の辻村藤兵衛家との取引のあった廻船業者には、三谷・吉田の三河が含まれている。とくに、三谷は【史料9】にもみられる大坂と伊勢・三河をつなぐ廻船であった。

#### 4. 大坂から伊勢への物流構造

伊勢小早の物流構造の特徴に、伊勢・三河へ効率よく荷送りするために、志摩国小浜が湊としての機能役割を果たしていた。 伊勢行荷物を小浜で下ろし小越船に積み替えられ、元船は三河に向かった。

その一方で、三河には行かず、伊勢行荷物のみを積む船もあった。こうした船の物流構造を考えてみたい。

#### 【史料 14】(30)

置手形之事

- 一、此度大坂より下し荷物品々大坂南辺屋 武兵衛舟沖船頭尾州野間浦平吉六人乗、 当月四日当国神社え着舟、則懸り居申候 事
- 一、各荷物之内大口問屋河口九左衛門、津 問屋淀屋久右衛門、白子問屋綟子屋三良 兵衛孝吉三処え、向所々え之届荷物神社 三人乗長八舟え平吉瀬取願候故、荷物積 出申候処風雨に逢、当月十日辰刻前に北 風吹高波にて八木戸村洲方え舟打揚け大 破仕溺入罷成候、勿論船梶帆柱錠吹流舟 縄切々に成荷物半過流失仕、各三人之者 ども一命危到て老人之水主忠次郎気絶仕 候に付、八木戸村庄屋年寄衆え御苦労申

上候処、早速御介抱の上三人とも快気仕候浮荷物之儀も御百姓中大勢御出し早速御取揚被成、番人等御付の上無残所御取斗千万忝奉存候、神社・大口・津・白子えも御飛札御出し被下候に付、早速問屋荷主行司等迄罷越、数日立会評議吟味之上夫々訳立申候事

一、残荷之儀各人に相改候所代金之積各々 分一金二両御村方へ相渡申候、右之通数 日人々立会評議吟味之上相改無滞割合等 迄相済し候儀故、向後聊申分無御座候、 為後証置手形仍て如件

明和七庚寅年十月二十日

 大坂内平野町
 南辺屋
 武兵衛(印)

 尾州野間
 沖船頭
 平 吉(印)

 御神領神社
 瀬取船主
 長 八(印)

水主 忠次郎(印)

同 勘次郎(印)

同所問屋 森弥兵衛(印) 当国大口問屋 河口九左衛門

代 与兵衛(印)

松坂荷物行司 釜屋藤兵衛(印)

右同所 須賀屋吉郎兵衛(印)

右同所 長島屋吉右衛門(印)

同 藤村次右衛門

代 善介(印)

宮田勘兵衛(印)

津問屋 淀屋久右衛門(印)

同荷主 田中屋次郎左衛門(印)

同 大和屋新五郎(印)

同 倉田屋六左衛門(印)

白子問屋 綟子屋三郎兵衛(印)

有馬常吉様御領分

松坂荷主

八木戸村庄屋 大井源蔵殿 年寄

#### 小竹金七殿

\*句点などの位置は適宜筆者が変更した。

【史料 14】は、伊勢国多気郡八木戸村(明和町)に残る難船史料である。1770年(明和7年)10月、大坂から伊勢への荷物を、大坂の南辺屋武兵衛船沖船頭の野間船平吉が運んだ。神社に着船し、神社の三人乗の長八船に大口・津・白子への荷物を依頼した。その長八船が破船した。長八舟は小越船と思われる。神社から大口経由の松坂荷物や津・白子の荷物が運ばれていた。

野間船の平吉は、1770年(明和7年)の一色村の船数帳<sup>(31)</sup>で150石積の木船と記されている者と思われる。伊勢湾から大坂に向けての主力商品は材木であり、木曽材を桑名や熱田から積み、大坂に輸送していたと考えられる。その帰り荷物として、伊勢行の運賃積を行ったものと思われる。南辺屋武兵衛は、大坂の商人一覧である『難波丸綱目』(安永版) (32) によると、大坂平野丁二丁目に本拠を持つ伊勢問屋である。船宿の性格を持っていたと考えられる。

年未詳であるが、次の史料も大坂から伊 勢に荷物を運んだ船である。

## 【史料 15】 (33)

濱着口上書

一御国口熊野串本浦直乗船頭儀助宗旨禅宗 拾弐反帆水主炊共四人乗、此度於大坂村 田屋武兵衛仕立、勢州川崎、白子・津、 桑名行青莚・瀬戸物・砥石・紙くす其外 荒荷物運賃積請之、去月十八日積所出 帆、同十九日淡州志越浦へ入津、同日出 帆同廿日当国橋杭湊へ入津、出日和無之、 廿七日滞船、同廿八日西風二而同所出帆、 段々乗下り候処、同日八ツ時頃三輪崎沖 お俄出し風-相成、追々遠沖へ被吹払、 同廿九日大風高浪-相成、帆弐三反も吹 破、凡三十里斗沖合π吹流され御濱沖と 思敷処π淦之道出来候付、…(中略)…無 據大切之荷物上ハ積刎捨候得共風波烈 敷、既-沈船-も可相成哉と存、又々追々 積荷手当り次第刎捨候π神仏へ祈願申加 護相働候共、何国沖共難斗、地方山一円 相見不申、船漂流之折柄同夜九ツ時比、 乗南風-相成、破レ帆少々巻上ヶ地方心 掛飆付候処、又候出し風」吹変り色々心 配仕精々相働飆間切、同二日七ツ時頃漸 当浦口弐里余沖合迄乗寄、碇弐頭差入、 招印を上船中淦替致し居候処、今三日朝 五ツ時比当浦へ乗漕船数艘御差出し被下 候-付、船宿を以御届申上候処、村役人 衆船中へ乗組其上沖間難事之始末御尋被 下候-付、前件之通り申上、何卒早々荷 主方へ御知らせ被下候様御願申上宜御取 极之程願上候、依之浦着口上書指上申候、

#### 御国口熊野串本浦

 十二日三日
 直乗船頭
 儀助(印)

 梶取
 粂助 母印

 水主
 庄吉 母印

 同
 松太郎 母印

 船宿
 嘉市(印)

梶賀浦庄屋 惣太郎殿 同所肝煎 長平殿

\* 句点などの位置は適宜筆者が変更した。

【史料 15】は、浜に漂着したことを示す 第一報の史料である。船頭は漂着したこと を庄屋から荷主に連絡してもらうようにお 願いした。 大坂の村田武兵衛の仕立で、河崎、白子・津、桑名行の青莚・瀬戸物・砥石・紙屑そのほかの荒物を運賃積で運んでいることがわかる。おそらく、河崎の荷物は神社などの河崎周辺で下ろされ、白子・津の荷物は白子・津の周辺で下ろされ、湊から小越などの小型船が運んだ。元船はそのまま北上し、桑名に運んだものと思われる。村田武兵衛は、1842年(天保13年)の【史料11】において荷物の仕立を行っている商人である。【史料14】は、神社で荷物を下ろし、小越船で大口・津・白子へと荷物を運んだ。大口で下ろした荷物は松坂に運ばれた。

また、白子・津周辺も一つのエリアとして考えることもでき、1837年(天保8年)に小越船の絵馬が白子の江島若宮八幡神社に奉納されていることからも、小越の活動がうかがうことができる。

小越船は接岸できず沖の停泊中の元船と 湊をつなぐ瀬取船としての役割を果たすと ともに、湊間をつなぐ小廻船としての性格 を持っていた。とくに伊勢の荷物を動きを 把握するためには、廻船・小越・湊の関係 を踏まえた物流構造を考えなくてはならな い。

#### おわりに

大坂から伊勢・三河への運送について、 伊勢小早船を中心に実態の一端を明らかに した。伊勢小早船とはどのような船であろ うか。一般的に言えば、敷金(保証金)な どを納入して、伊勢小早船仲間に加入して いる船である。

伊勢小早船に比べて、尾張小早船は不十分であるが多様な史料が残されている。仲間史料や青峯山正福寺に船問屋2名と廻船10艘連名が奉納した常夜灯がある<sup>(34)</sup>。

伊勢小早船が尾張小早船から派生して生まれた廻船であるため、類似点もあると思われるので、関係部分の史料を引用しておく<sup>(35)</sup>。

一大坂廻船<sub>与</sub>申ハ、大坂表淡路屋利右衛門 方*占*之船斗り<sub>-而</sub>、御国之船者通ひ不申、 近キ頃*6*大坂表<sub>-而</sub>敷金いたし御国之船 大坂通ひ<sub>-</sub>相成申候付…(後略)、

上記の史料は、1791年(寛政3年)3月 作成と推定される。大坂廻船(尾張小早船) は、大坂の船問屋である淡路屋利右衛門の 船ばかりがつとめていたが、近年は尾張の 船も敷金を納め大坂通いをするようになっ たとしている。

さまざまな史料が残存する尾張小早船に 比して、確実に伊勢小早船と断定できる史 料は【史料 4】【史料 5】の 2 点である。この 2 点の史料の共通点は、以下の 3 つである。 ①伊勢行荷物と三河行荷物が一つの船に積 まれていること、②運賃積であること、③ 荷物を積む際に大坂の船問屋による積荷仕 立が行われていることである。

①については、尾張小早船が、もとより 伊勢・三河の荷物も運送していた。【史料1】に「伊勢・参河夫々船問屋出来」、【史料2】に「勢州三州<sub>者</sub>別段大坂表<sub>-</sub>船問屋共出来」と記されており、船問屋ができることで、伊勢小早が生まれる前提になったのではないかと考えている。

伊勢小早船とは記されていないものの 【史料9】も伊勢小早船と同様の物流構造で ある。これらの史料から復元できる伊勢小 早船の物流構造は、小浜で一部荷物を下ろ し、三河平坂や三河吉田に船は進行するた め、小浜からは神社の小越船が荷物を運ん だ。小浜から運ばれた小越船の活動範囲は 河崎が多く、小浜・鳥羽の地元をはじめ、 大湊・神社といった宇治・山田の外港、松 坂の窓口となる大口、津・白子までに及ん だ。

伊勢・三河がセットになっていることで、小型船を効率良く動かす必要があり、小越船が発展した。史料では神社の小越船が確認できた。「津々浦々商法記」にも、「神社」の項に米50 俵ほど積むことができる大きさの小越船が記されている。小浜とのつながりや伊勢小早船の記載もみられる。「河崎」の項にも小浜との瀬取賃が記載されている。

一方、「小浜」の項では伊勢行分の大坂からの荷物の保管も行っている。小越船がすぐに見つからない場合の一時的な倉庫機能の役割を担っているということだろうか。小浜湊は御城米の寄港地として知られているが、伊勢小早船の中継地という性格を持つ湊として検討の必要があろう。

③は②であることを前提としているため、同時に扱うことにする。

運賃積は、問屋の差配のもと相手先に責任を持って荷物を届ける物流システムが基本である。大坂二十四組問屋・江戸十組問屋・菱垣廻船仲間の関係をみてもわかるように、三者は、相互の扶助の共同海損体制を作り、信用保持することで大坂・江戸の海上輸送の特権を得ていた。尾張小早船と尾張小早船から派生した伊勢小早船が、大坂・伊勢湾の責任を持った輸送体制をつくることで、積荷の信用保持を行っていたといえる。そのため、③の荷物を積む際に大坂の船問屋による積荷仕立が行われていることが重要になる。要するに、荷物を届ける責任を誰が持つかにあり、大坂の船問屋

が差配を行うことで、その任を請け負った。

大坂船問屋の升屋宇兵衛から戎講の書状(【史料 15】)には、万が一海上で海難事故が起こった時には、尾張小早船・伊勢小早船は行事がいるので海難処理をしてくれるが、内海船は荷主より片付ける人もいないと理解していると記されている。つまり尾張小早船・伊勢小早船には行事がおり、行事は積荷の仕立に関わる船問屋が行ったものと思われる。そのため、伊勢小早船には積荷を仕立てる船問屋の存在が条件になるのでないかと考えている。

尾張小早船の差配が大坂の尾張国船問屋 の淡路屋利右衛門や木津屋甚七がつとめて いたことも明らかである。尾張小早から派 生した伊勢小早船も尾張小早船同様に組織 をつくり、船問屋を中心とする輸送体制を 整備したものと思われる。

「大坂日下九左衛門仕立伊勢小早勢州三州行荷物」(【史料4】)、「大坂積問屋萬屋吉左衛門仕立伊勢小早勢州三州送り之荷物」(【史料5】)に記されている日下九左衛門・萬屋吉左衛門は、伊勢国もしくは三河国船問屋の可能性が高い。

【史料 6】の伊勢丸栄太郎船は、「伊勢小早」とは記されていないが、①~③の条件を満たす廻船である。大坂積問屋の枡屋宇兵衛の差配で伊勢行三河行荷物が積まれている。

その一方で、このような大坂船問屋による積荷仕立ではなく、相対で積む船もあった。尾州廻船内海船はまさに個々の大坂商人と交渉し、運賃積を行う船であった。

前述した升屋と戎講の書状では、尾張小早・伊勢小早とは異なり、海難などの万一を想定して体制整備を図った廻船集団ではなかった。しかし、枡屋は内海船に対して

排除的な対応を取ったわけではなかった。 むしろ、大坂から伊勢への運賃積について 支援しているようにも思える。内海船が津 會印荷物を積むことができたかどうかは判 然としないが、その後も書状のやりとりな ど升屋と戎講との関係は続いている。この 時期の大坂から伊勢行荷物は多く、荷物を 積む船が不足していた可能性もある。

その意味では、大阪商人による荷物仕立がみられる大坂から伊勢および三河の輸送は、伊勢小早船ではないかと考えている。 大坂の枡屋卯兵衛が惣積合中となり、伊勢・三河行を荷物を積み入れた伊勢丸(【史料6】)、嶋屋喜兵衛・村田武兵衛仕立(【史料11】)の淡路の乙吉船も、史料中「伊勢小早」と記されていないが、伊勢小早船に準じた廻船であると考えることができる。

【史料 14】には、「此度大坂より下し荷物品々大坂南辺屋武兵衛舟沖船頭尾州野間浦平吉」と記されており、伊勢国船問屋の南辺屋武平が野間船の平吉船を雇い、大坂から伊勢に荷物を運送させた。船問屋の南辺屋が廻船を差配した事例であるが、船問屋による積荷の仕立の記載はなく、平吉船を伊勢小早船と断定するのは難しい。

その一方で、【史料9】は、「大坂表におゐて三河#伊勢地夫々商人方』運送之荷物蝋弐拾七丸…紙包物壱ツ積入」とあり、大坂の荷物仕立が記されていない。大坂から伊勢・三河の運賃積荷物を積んだ廻船であることは、伊勢小早船の特徴に合致するが、③には当てはまらない。ただし、【史料9】の場合、大坂の廻船仕立なくして、【表1】【表2】にみられるように多種多様な荷物を膨大に積み入れることは困難である。業種別に伊勢・三河行荷物の取引商人が固定されており、河崎の荷受問屋の辻村藤兵衛や

村田弥兵衛が差配し、大坂での積荷が決定する可能性もある。伊勢小早船と河崎の荷受問屋との関係について今後の検討が必要である。

また、三河行荷物とともにせず、伊勢行 荷物のみを運送する船の存在も確認でき る。【史料 14】【史料 15】ともに大坂の廻船 による仕立がなされており、運賃積である。 廻船は伊勢国の伊勢側の各湊に荷物を下ろ した。その後、小越船が湊をつなぎ補完的 役割を果たしている。

現在のところ伊勢小早船を特定できる史料は2点しかなく、これ以外のさまざまな船は伊勢小船に準じた船といえよう。

伊勢行荷物・三河行荷物を積んでいるが、 大坂の船問屋の仕立がないもの、両者を逆 転させたものなど、さまざまな運行形態が ある。こうした船を伊勢湾全体の廻船のな かで位置づける必要がある。船の本拠地も さまざまである。【史料4】は尾張国常滑の 直乗船頭、【史料5】は摂津国大坂船の沖船 頭、【史料6】は紀伊国須賀利の直乗船、【史 料9】は三河国三谷の直乗船頭、淡路国相 川の沖船頭、【史料14】は摂津大坂差配の沖 船頭の野間船、【史料15】は紀州串本浦の沖 船頭などである。

伊勢湾を出入する船が、環伊勢湾地域経済のなかでどのような役割を果たしたのかという視点と、各地域廻船がどのような時間的変遷を経て、廻船の性格を変えていったのかを考える視点がある。前者でいえば、湊が持つ性格をその周辺や内陸部を含めた後背地を踏まえ捉える必要があろう。後者でいえば、紀州廻船・尾州廻船は時期に応じ、廻船の性格が変化した。

とりわけ、尾州廻船の内海船・野間船・ 常滑船は、18世紀後半から19世紀前半に かけ、成長した廻船である。大坂・伊勢湾間をつなぐだけでなく、紀州藩米の熊野から和歌山への廻漕など面としての大坂・伊勢湾間の活動が、関東方面に進出の足掛りとなった。また青峯山正福寺に1827年(文政10年)戎講舟中が釣灯篭を奉納した際に、大坂問屋の升屋卯兵衛・嶋屋佐右衛門が世話人をつとめている。

伊勢小早船は19世紀前半の伊勢湾をめぐる廻船の一つである。今後、性格を明らかにしていくことで、環伊勢湾経済研究や地域廻船研究の材料となり得ると考えている。

#### 注一覧

- (1) 柚木学「近世海運史の研究」(法政大学出版局、1965年) ほか。
- (2) 斎藤善之『幕藩性市場の解体と内海船』 (柏書房、1994年)。
- (3) 『伊勢市史』(第三巻近世編伊勢市 2013 年) pp.459-460。
- (4) 村瀬正章『伊勢湾海運・流通史』の研究 (法政大学出版局、2004年)。
- (5) 林順子「伊勢湾における難船とその処理について」『徳川林政史研究所研究紀要』(第40号、2006年)
- (6)「熱田講記録」『校訂復刻名古屋叢書』第 11巻(愛知県郷土資料刊行会、1983年)。
- (7) 中村家文書・行政 45 (とこなめ陶の森 資料館所蔵)。
- (8)「小早掟書写」(日本福祉大学知多半島 総合研究所所蔵)、拙稿「明和・安永期 の尾州廻船内海船と大坂」(『知多半島の 歴史と現在』No. 20、 2016 年) に全文翻 刻。
- (9)「熱田講記録解説」『校訂復刻名古屋叢

書』第11卷(愛知県郷土資料刊行会、1983年)。

- (10) 注(8) 拙稿参照。
- (11) 川合彦充「尾張廻船と伊勢商人」『南知 多の廻船文書 南知多町資料集第一集』 (南知多町教育委員会、1982年)。
- (12) 小浜漁業協同組合所蔵文書·292
- (13) 『伊勢市史』 注(3) 参照 p495。
- (14) 小浜漁業協同組合所蔵文書・297
- (15) 須賀利浦方文書「差上申一札之事」『三 重県史資料編近世4(上)』(三重県、1998 年) pp.1007-1008。
- (16) 須賀利浦方文書「申口」『三重県史 資料編近世4(上)』(三重県、1998年) pp.1009-1010。
- (17) 東端戎講文書・状 299。
- (18) 東端戎講文書·冊 74。
- (19) 高部淑子「戎講の成立と展開」(『知多 半島の歴史と現在』No. 19、2015年)。
- (20) 小浜漁業協同組合所蔵文書・336
- (21) 小浜漁業協同組合所蔵文書・335
- (22) 小浜漁業協同組合所蔵文書·350
- (23)「伊勢湾をめぐる船の文化」(企画展展示図録、名古屋市博物館、1989年)
- (24) 二見町役場『二見町史』(1998年)。
- (25)大湊古文書・42(大湊町振興会所蔵)。
- (26)「近世宇治山田の経済的特質」『伊勢市 史』注(3)参照 pp.459-460。
- (27)「津々浦々商法記」(南知多町教育委員 会所蔵)。
- (28) 注(4) 参照。
- (29) 篠宮雄二「廻船建造における職人と 地域内分業」斎藤善之編『市場と民間社 会3 市場と民間社会』(新人物往来社、 1996年)。
- (30) 明和町教育委員会・明和町郷土を守る会編『八木戸庄屋文書』1977年)。

- (31)「一色村船数并入石御改帳」(徳川林政 史研究所蔵)
- (32)「安永版難波丸綱目」野間光辰·真多 治比郁夫·日野龍夫編『校本難波丸綱目』 (中尾松泉堂、1977年)。
- (33)和田勉「近世における熊野灘の海運」 『江戸・上方間の水上交通史』〈日本水上交 通史論集 第四巻〉(文献出版、1991年)。
- (34) 『愛知県史』(資料編 15 近世 1 名古屋・ 熱田、愛知県、2014 年) pp.412-413。
- (35)常滑市民俗資料館『中村家文書 常滑市文化財調査告第17集』(常滑市教育委員会、1989年)。

表 1 三河国三谷村忠蔵船の積荷物

品物	元積量	焼残量	備考
蝋	27 丸	4 丸	
鉄	56 束	20 束	
藍玉	50 俵	50 俵	
剱	10 東	9束	
蜜	77 樽	17 樽	無事 12 樽前伊勢へ送り候分
青莚	50 東	半焼壱束	
紙類	101 箇	2 箇	無事 32 箇前伊勢へ送り候分
昆布	160 俵	63 俵	
白砂糖	31 樽	9 樽	無事3樽前伊勢へ送り候分
薬物	34 箇	3 箇	
梅花油	13 樽		無事4樽前伊勢へ送り候分
莚包	26 箇	1 箇	無事 24 箇前伊勢へ送り候分
櫃物	9 挺	6 挺	
箇物	38 箇	9 箇	
樽物	23 樽	2 樽	
俵物	43 俵	7 俵	
籠入	2 籠	1 籠	
銑	50 東	48 東	
古鍋	41 箇	39 箇	
小箱	7箱	3ツ	
水こんにゃく	5 箇	5 箇	
砥石	7箱	3ツ	
黒砂糖	24 樽	8 樽	
傘	2 箇	4本	
切	22 俵	15 俵	
ふのり	6 俵		
大平墨	4 櫃	20 袋	
英土	1 俵		
醤油	29 樽		
紙包	1つ		

出典:小浜漁業協同組合所蔵文書 336

表 2 淡路国相川乙吉船の積荷物

品物	元積量	水揚荷物	無事荷物	海中捨荷物
丸石	204 ツ		204 ツ	
黒砂糖	60 挺	鳥羽・河崎・大口上り 21 挺	35 挺	4挺
紙込くず	43 箇		43 箇	
蜜	20 挺	津上り3挺	17 挺	
紙屑	64 箇		40 箇	24 箇
砥石	6 箇	神社上り6箇		
紙荷	33 箇	河崎上り9箇	18 箇	6 箇
青石	34 本	河崎上り 34 本		
古金	7 箇		6 箇	1 箇
雁皮紙	41		41	
荒砥	50 丁		50 丁	
鉄	22 東	小浜・河崎上り 10 束	3 東	9 束
竹の皮	5 箇		5 箇	
釼	12 東	河崎上り3束	9 東	
麻	14 箇		9 箇	5 箇
太平墨	25 箇		25 箇	
表	8丸	鳥羽・大口上り5丸	3丸	
青莚	5 東		5 束	
練薬・能書・丸薬・看板	21 品	鳥羽・河崎上り 16 品	5品	
瀬戸物	10 箇		7 箇	3 箇
塗物入	80 箇	神社・河崎・津上り 28 箇	52 箇	
莚包	14 箇	鳥羽・大湊・河崎上り8箇	4 箇	2 箇
蝋	6丸		5丸	1丸
昆布莚包	1 箇		1 箇	
莚包丸藤	1拼		1	
はけ籠入	2ツ		2 ツ	
油明樽	5拼	津上り3	1	1
箪笥	2本		2本	
紙包	1包	河崎上り1包		
樽丸	428 丸	神社上り 340 丸	3丸	85 丸

出典:小浜漁業協同組合所蔵文書 350